

定期監査結果報告書

令和5監査年度 第1回

(令和5年10月～令和6年2月執行分)

監査対象機関

○ 知事部局所管の現地機関	52機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	12機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
○ 教育委員会所管の教育機関等	48機関
○ 公安委員会所管の警察署	10機関
合計	110機関

佐賀県監査委員

監査 第 135 号
令和 6 年 6 月 6 日

佐賀県議会議長	大 場 芳 博	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	甲 斐 直 美	様
佐賀県公安委員会委員長	奥 田 律 雄	様

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	宮 原 真 一

定期監査（令和 5 監査年度 第 1 回）の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	4
3 その他指摘事項・検討事項	5
4 監査対象機関ごとの監査結果	7
知事部局所管の現地機関	7
・政策部 現地機関	7
・総務部 現地機関	8
・地域交流部 現地機関	9
・県民環境部 現地機関	11
・健康福祉部 現地機関	12
・産業労働部 現地機関	15
・農林水産部 現地機関	16
・県土整備部 現地機関	20
教育委員会所管の教育機関等	23
公安委員会所管の警察署	32
用語の解説	35

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を、佐賀県監査基準（令和5年3月31日佐賀県監査委員告示第3号）に準拠し実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和5年10月～令和6年2月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	52機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	12機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	48機関
公安委員会所管の警察署	10機関
合 計	110機関

3 監査の着眼点

令和5年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - ② 検査完了後の支出は遅延していないか
 - ③ 随意契約は適正か
 - ④ 契約書の内容及び履行確認は適正か
 - ⑤ 工事の執行管理は適切か
 - ⑥ 物品の取得の事務手続は適正に行われているか

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
- (5) 財産の管理は適正に行われているか
 - ① 財産の盗難、亡失等はないか
 - ② 物品の現品照合は确实に行われているか
- (6) 事務マネジメントは適正に運用されているか

用語の解説については、35 ページから 41 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、検討事項や指導事項についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別の指摘事項及び検討事項件数（ただし指導事項は除く。）

（単位：件）

区 分	予 算	給与・ 旅 費	収 入	支 出	契 約	工事の 執 行	補助金	財 産	その他	計
重 要 な 指 摘 事 項					1	1				2
そ の 他 指 摘 事 項		1	14	21	6	6		17		65
検 討 事 項						2	1			3
合 計		1	14	21	7	9	1	17		70

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検 討 事 項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指 導 事 項 … 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

2 重要な指摘事項

【農林水産部】

- 工事契約事務で適正でないものがあった。

(果樹試験場)

建設工事請負契約において、契約保証がなされていなかった。

工 事 名	果樹試験場中晩柑ハウス地中熱交換井増設工事
契 約 年 月 日	令和5年5月1日
契 約 期 間	令和5年5月1日～令和5年7月14日
契 約 額	8,360,000円
契約保証金の額	当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する額

工 事 名	果樹試験場中晩柑ハウス地中熱ヒートポンプ増設工事
契 約 年 月 日	令和5年1月16日
契 約 期 間	令和5年1月16日～令和5年3月10日
契 約 額	7,920,000円
契約保証金の額	当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する額

【県土整備部】

- 工事の執行に関し適正でないものがあった。

(杵藤土木事務所)

内水監視カメラ及びその付帯装置を設置する工事において次のような不適正な執行が行われていた。

- ① 完成検査を実地で行わず、内水監視カメラ制御用端末が未設置の状態であることを確認することなく成工認定を行っていた。
- ② 一旦設置した内水監視カメラ制御用端末について発注機関に持ち帰ることを指示し、その後、発注機関において年度内に再度設置することを怠っていた。

工 事 名	道路整備第0131363-004号 国道498号他道路情報提供装置等整備推進工事(内水対策)(ゼロ県債)
契 約 日	令和4年3月3日
工 事 期 間	令和4年3月3日～令和5年3月15日
請 負 金 額	23,437,700円

3 その他指摘事項・検討事項

- (1) 予算関係 (指摘等なし)
- (2) 給与、旅費関係 (1件)
 - ① 扶養手当で返納を要するもの
- (3) 収入関係 (14件)
 - ① 調定で遅延しているもの
 - ② 領収証書の発行事務で適正でないもの
 - ③ 収入未済があるもの
 - ④ 証紙収入報告で誤っているもの(年度を越えるもの)
 - ⑤ 未収金に対する催告状について、発送遅れや複数年度にわたり未発送のもの
- (4) 支出関係 (21件)
 - ① 支出負担行為で遅延しているもの
 - ② 支払で遅延しているもの
 - ③ 緊急用前渡資金の取扱いで現金出納簿への記載が適正でないもの
 - ④ 立替払により支出しているもの
 - ⑤ 債権者を誤って支払っているもの
 - ⑥ 負担金を誤った算定額で支払い過年度返納させているもの
 - ⑦ 支払を二重に行い返納させているもの
 - ⑧ 事前承認伺の決裁区分を誤っているもの
- (5) 契約関係 (6件)
 - ① 予定価格調書が作成されていないもの
 - ② 予定価格の金額の記入を誤っているもの
 - ③ 契約書の内容で記載すべき事項を記載していないもの
 - ④ 履行確認で書面による合格通知が行われていないもの
 - ⑤ 契約に定める報告時期について変更契約を行っていないもの
 - ⑥ 条件付一般競争入札で入札参加要件の設定が適正でないもの
- (6) 工事の執行関係 (8件)
 - ① 工事費の積算額で誤っているもの
 - ② 設計図書の照査結果が報告されていないもの
 - ③ 設計図書に支給材料が定められておらず、また、支給材料の受領書が提出されていないもの
 - ④ 工事費の積算方法で適正でないもの
 - ⑤ 監督員決定の手続及び請負業者に対する通知をしていないもの
 - ⑥ 工事の管理で検討を要するもの
- (7) 補助金関係 (1件)
 - ① 補助実施要領の内容で検討を要するもの

(8) 財産関係 (17件)

- ① 財産台帳で記載漏れがあるもの
- ② 物品の受入手続や財務経営システムへの入力が遅延しているもの
- ③ 公印廃止の事務手続で適正でないもの
- ④ 切手の管理が適正でないもの
- ⑤ 行政財産使用許可事務で適正でないもの
- ⑥ 土地貸付の継続契約手続が遅延しているもの
- ⑦ 物品使用貸借契約を更新していないもの
- ⑧ 工作物や物品に損害を与えているもの
- ⑨ 公用車の亡失・損傷届を提出していないもの

(9) その他 (指摘等なし)

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・政策部 現地機関

監査対象機関名	首都圏事務所
監査執行年月日	令和6年2月8日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防学校
監査執行年月日	令和6年2月26日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 総務部 現地機関

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	令和6年2月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 地域交流部 現地機関

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	令和 6 年 1 月 12 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	令和 5 年 12 月 20 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 会計管理者へ協議しないまま独自の様式で領収証書を発行しているもの、また、領収証書発行番号整理簿に記入せず領収証書を発行しているものがあった。</p> <p>② 物品の受入手続や財務経営システムへの入力が遅延しているものがあった。</p> <p>③ 行政財産使用許可事務が遅延しているもの、また、行政財産使用許可・貸付台帳に記載された許可内容を更新していないものがあった。</p>

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	令和 5 年 12 月 19 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	令和 5 年 12 月 27 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 令和 4 年度に支払うべき報償費及び費用弁償を令和 5 年度予算で過年度支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	令和5年12月14日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 予定価格の金額の記入を誤っているものがあった。</p> <p>② 委託販売業務契約に定める報告時期について、変更契約を行っていないものがあった。</p>

・ 県民環境部 現地機関

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	令和 6 年 1 月 15 日
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	令和 5 年 12 月 13 日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・健康福祉部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	令和5年12月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（生活保護費返還金）</p> <p>② 未収金に対する催告状について、複数年度にわたり未発送のものがあつた。</p> <p>③ 履行確認で書面による合格通知が行われていないものがあつた。</p>

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	令和6年1月18日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	令和5年12月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があつた。（生活保護費返還金）</p>

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	令和6年1月9日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田 寿雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があつた。（生活保護費返還金）</p> <p>② 未収金に対する催告状について、発送遅れや複数年度にわたり未発送のものがあつた。</p> <p>③ 令和3年度及び令和4年度に支払うべき医療扶助費負担金を令和5年度予算で過年度支出しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	令和5年12月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 生活保護費返還金に係る調定で遅延しているものがあった。 ② 収入未済があった。（生活保護費返還金） ③ 学会参加費等を立替払により支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	令和6年1月11日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 原田 寿雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（児童福祉費負担金）</p>

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	令和5年12月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	令和5年12月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	令和5年12月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	令和5年12月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 債権者を誤って支払っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	令和6年1月15日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	令和5年12月25日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 切手の管理が不適正で、現物と需用品等出納・供用簿残高が一致していないものがあつた。</p> <p>② 財産管理者が決裁を行わずに職員等駐車場の使用料を免除しているもの、また、行政財産使用許可指令書による使用料免除の通知や行政財産使用許可台帳の作成を行っていないものがあつた。</p>

・産業労働部 現地機関

監査対象機関名	関西・中京事務所
監査執行年月日	令和6年2月5日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	令和6年1月23日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 予定価格調書が作成されていないものがあった。

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	令和6年2月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	令和6年2月13日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・農林水産部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	令和6年2月22日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事費で積算額を誤っているものがあつた。</p> <p>② 公用車に損傷を与え、河川にエンジンオイルを流出させているものがあつた。</p>

監査対象機関名	東部農林事務所
監査執行年月日	令和6年2月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 公用車の亡失・損傷届を提出していないものがあつた。</p>

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	令和6年2月19日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があつた。（水産業使用料ほか）</p>

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	令和6年2月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 水道料の支出で遅延しているものがあつた。</p> <p>② 大会参加費及び意見交換会費を立替払により支出しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	杵藤農林事務所
監査執行年月日	令和6年2月27日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① バス借上料の支出で遅延しているものがあった。 ② 設計書の工事費の積算方法で適正でないものがあった。 ③ 財産台帳（立木）で記載漏れがあった。</p>

監査対象機関名	農業技術防除センター
監査執行年月日	令和6年1月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	上場営農センター
監査執行年月日	令和6年1月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	令和6年1月31日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	農業大学校
監査執行年月日	令和6年1月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 技能講習の講習料及びテキスト代を立替払により支出しているものがあった。 ② 物品（農業用運搬車）に損害を与えているものがあった。</p>

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	令和 6 年 1 月 26 日
執 行 者	監査委員 荒木 敏也 原田 寿雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品購入費の事前承認伺で、部長決裁すべきものを場長決裁で行っているものがあった。</p> <p>② 建設工事請負契約において、契約保証がなされていないものがあった。</p> <p>③ 工事契約書で請負代金の支払地を記載していないもの、また、工事請負契約約款に部分払の回数を記載していないものがあった。</p> <p>④ 監督員決定の手續及び請負業者に対する通知をしていないものがあった。</p>

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	令和 6 年 2 月 16 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	令和 6 年 2 月 27 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 令和 4 年度に支払うべき手数料を令和 5 年度予算で過年度支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和 6 年 1 月 15 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	北部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和6年2月19日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和6年2月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	令和6年2月15日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	令和6年1月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 資金前渡者が、学会の参加費等を立替払（個人のクレジットカード支払）により支出しているものがあつた。

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	令和6年2月15日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	令和6年2月22日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 県土整備部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	令和 6 年 1 月 24 日及び 25 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（河川海岸使用料ほか）</p> <p>② 支出負担行為伺の財務システムへの入力が遅延しているものがあった。</p> <p>③ 設計単価等決定要領によらず建設資材の設計単価を決定しているものがあった。</p> <p>④ 工事の管理で検討を要するものがあった。</p> <p style="text-align: right;">（検討を指示した所属 建設・技術課）</p>

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	令和 6 年 1 月 29 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田 寿雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 普通財産の土地貸付に係る調定で遅延しているものがあった。</p> <p>② 工事の管理で検討を要するものがあった。</p> <p style="text-align: right;">（検討を指示した所属 建設・技術課）</p>

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	令和 6 年 2 月 7 日及び 8 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 証紙収入報告で誤っているもの（年度を越えるもの）があった。</p> <p>② 設計図書の照査結果が報告されていないものがあった。</p> <p>③ 普通財産の土地貸付の継続契約手続で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	令和6年2月15日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(港湾使用料ほか)</p> <p>② 設計図書に支給材料が定められておらず、また、支給材料の受領書が提出されていないものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	令和6年1月30日及び31日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 内水監視カメラ及びその付帯装置設置工事で不適正な執行が行われているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成検査を実地で行わず、内水監視カメラ制御用端末が未設置の状態であることを確認することなく成工認定を行っているものがあった。 ・ 一旦設置した内水監視カメラ制御用端末について発注機関に持ち帰ることを指示し、その後、発注機関において年度内に再度設置することを怠っているものがあった。 <p>② 公用車の損傷について、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあった。</p>

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	令和6年1月9日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	令和 6 年 1 月 18 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 令和 4 年度に支払うべき需用費を令和 5 年度予算で過年度支出しているものがあった。</p>

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	令和5年11月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	令和5年11月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	令和5年11月28日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	令和5年10月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	彩志学舎中学校
監査執行年月日	令和5年11月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	令和5年10月6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	令和5年10月26日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	令和5年10月24日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 印影登録が抹消された学校印及び学校長印を規定どおりに教育総務課長に引き渡していないものがあつた。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	令和5年10月5日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	令和5年10月6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	令和5年10月27日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	令和5年10月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	令和5年10月6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 条件付一般競争入札で入札参加要件の設定が適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	令和5年10月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	巖木高等学校
監査執行年月日	令和5年10月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 緊急用前渡資金で現金出納簿に交付を受けた者の氏名が未記載のものがあった。</p>

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	令和5年10月26日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	令和5年10月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	令和5年10月24日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	令和5年10月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼高等学校
監査執行年月日	令和5年10月19日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	令和5年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	令和5年10月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 役務費の支払が遅延し振込手数料を支払っているものがあつた。

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	令和5年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	令和5年11月1日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 財産（門扉）に損害を与えているものがあった。

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	令和5年10月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	令和5年10月31日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 原田 寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	令和5年10月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 補助実施要領の内容で検討を要するものがあった。 (検討を指示した所属 保健体育課)

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	令和5年10月31日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	令和5年11月6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	令和5年11月1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	令和5年11月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	令和5年11月22日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 支払を二重に行い返納させているものがあつた。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	令和5年10月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里実業高等学校
監査執行年月日	令和5年11月2日
監査執行者	監査委員 角貞樹 原田寿雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	令和5年11月2日
監査執行者	監査委員 原惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品使用貸借契約を更新していないものがあつた。

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	令和5年10月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	令和5年10月31日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 電気料の支払が遅延し延滞金を支払っているものがあつた。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	令和5年10月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	令和5年11月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	令和5年10月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	令和5年11月22日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	令和5年11月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	令和5年11月22日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 公用車の損傷について、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあつた。

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	令和5年11月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	令和5年11月30日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	令和5年12月8日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	令和5年11月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	令和5年11月30日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 扶養手当で返納を要するものがあった。

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀南警察署
監査執行年月日	令和 5 年 12 月 6 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北警察署
監査執行年月日	令和 5 年 11 月 15 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	令和 5 年 11 月 17 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	令和 5 年 12 月 4 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 債権者を誤って支払っているもの、令和 3 年度及び令和 4 年度に支払うべき負担金を令和 5 年度予算で過年度支出しているもの、また、令和 2、3、4 年度の負担金の算定を誤り令和 5 年度に返納させているものがあった。</p>

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	令和 5 年 11 月 22 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	令和5年11月30日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 債権者を誤って支払っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	令和5年11月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	令和5年11月28日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 債権者を誤って支払っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	令和5年11月28日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	令和5年12月5日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 職員駐車場使用許可で、使用料の減免条件を確認せずに減免を行っているものがあつた。</p> <p>② 公用車の亡失・損傷届を提出していないものがあつた。</p>

※監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員交代について

原 田 寿 雄 令和 6 年 4 月 18 日 退任

宮 原 真 一 令和 6 年 4 月 19 日 就任

用語の解説

用 語	説 明
定 期 監 査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワーク及びキャッシュレス決済によるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納入義務者に交付する領収証書は、会計管理者又は委任出納員があらかじめ公印を押し、領収証書発行番号整理簿に記入した領収証書でなければならない。</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支 出 負 担 行 為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p>

	<p>① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為</p> <p>② 補助金の交付の決定行為</p> <p>③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為</p> <p>④ 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>資 金 前 渡</p>	<p>資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p> <p>17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p>
<p>緊急用前渡資金</p>	<p>佐賀県財務規則取扱要領 第 70 条関係 資金前渡</p> <p>5 緊急用前渡資金の取扱い</p> <p>(1) 規則第 70 条第 2 項第 3 号に基づく緊急時の支払に備えて常時保有しておく資金（以下、「緊急用前渡資金」という。）は、突発的な出張用務の際の駐車料金等、通常支払では対応できない場合に備えて資金前渡するものである。よって、緊急用前渡資金があることを前提に、事前の事務処理を怠るなどということがないように注意すること。</p> <p>(2) 緊急用前渡資金の対象は、次に掲げる経費に限定されていることに注意すること。</p>

	<p>ア 報償費 イ 通行料、駐車料、渡船料及び入場料 ウ 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費 エ 即時現金支払いをしなければ契約し難い物品購入、運搬、借上げ、役務の提供、会食、物品の修理及び物品の処分に要する経費 オ 自動口座振替の方法により支払う経費（共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則（平成 19 年佐賀県規則第 6 号）第 2 条に規定する共通費管理システムにより支出事務を処理する公共料金等に限る）</p> <p>(3) 緊急用前渡資金の交付は経費の費目ごとに、3 か月を超えない範囲で使用が見込まれる金額で、全体で 3 万円を上限とする。ただし、特別の事情により、会計管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 緊急用前渡資金を前渡される者は、各所属の給与等の資金を前渡される者と同じの者とし、「共通経費等」用の預金口座において管理することを原則とするが、常時即時に支払う必要が認められる場合は手許保管することができるものであること。なお、資金の出納を現金出納簿に記帳し、他の職員へ交付する際は、現金出納簿の備考欄に交付を受けた者の記名を徴しておくこと。この場合、現金出納簿を電子計算機その他の機器を用いて作成したときは、領収書を徴し、現金出納簿と共に毎月編さんすること。</p> <p>（以下、略）</p>
<p>予 定 価 格</p>	<p>予定価格とは、適正な契約金額を定める基準となるものです。</p> <p>佐賀県財務規則 第 105 条 収支等命令者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封書にし、開札又は競りを行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。</p>
<p>契 約 保 証 金</p>	<p>契約保証金とは、普通地方公共団体が契約する際に、契約の相手方が、契約上の義務を履行しない場合の損失の発生に備え、契約締結前に契約の相手方から預か</p>

る保証金をいいます。契約履行後は契約の相手方に返還され、また、契約上の義務を履行しないときは、当該普通地方公共団体に帰属することになります。

地方自治法

第 234 条の 2

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

佐賀県財務規則

第 115 条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相手方に対し、当該契約に係る金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、収支等命令者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 令第 167 条の 5 第 1 項及び令第 167 条の 11 第 2 項の規定により知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

	<p>(6) 物品売払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。</p> <p>(7) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない時。</p>
<p>設計図書の照査</p>	<p>土木工事等共通仕様書（佐賀県）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 設計図書の照査等</p> <p>2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>佐賀県建設工事請負契約約款</p> <p>第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</p> <p>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p>
<p>財産台帳</p>	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第34条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかななければならない。</p> <p>(1) 土地 別記様式第23号の1及び様式第23号の2</p> <p>(2) 建物 別記様式第23号の3及び様式第23号の4</p>

	<p>(3) 工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6</p> <p>(4) 立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8</p> <p>(5) 船舶及び航空機 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10</p> <p>(6) 用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12</p> <p>(7) 無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14</p> <p>(8) 有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
<p>財 務 経 営 シ ス テ ム</p>	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。</p>
<p>会 計 管 理 者</p>	<p>会計管理者とは、知事から命じられて、現金や有価証券、物品等の出納や保管などを行う者をいいます。</p> <p>地方自治法</p> <p>第 168 条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。</p> <p>第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 現金の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(2) 小切手を振り出すこと。</p> <p>(3) 有価証券の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）を行うこと。</p> <p>(5) 現金及び財産の記録管理を行うこと。</p> <p>(6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。</p> <p>(7) 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。</p>

(注) 関係条文を一部抜粋